

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。